



2024年5月16日

各 位

会社名 九州電力株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
(コード番号：9508 東証プライム・福証)
問合せ先 コーポレート戦略部門 経営戦略グループ長 青木 重典
TEL (092)761-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第100回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

2023年8月1日にA種優先株式のすべてを消却したことに伴い、関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

別紙「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	2024年6月26日(水)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(水)

以 上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、<u>A種優先株式が1,000株、B種優先株式が2,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、<u>B種優先株式が2,000株とする。</u></p>
<p>第 7 条</p> <p style="text-align: center;">〈省 略〉</p>	<p>第 7 条</p> <p style="text-align: center;">〈現行どおり〉</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>A種優先株式につき1株とし、B種優先株式について1株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>B種優先株式につき1株とする。</u></p>
<p>第 9 条</p> <p style="text-align: center;">〈省 略〉</p> <p>第 1 2 条</p>	<p>第 9 条</p> <p style="text-align: center;">〈現行どおり〉</p> <p>第 1 2 条</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 の 2 A 種 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 1 2 条 の 2 当社は、<u>剰余金の配当 (A種優先中間配当金 (本条第 5 項に定義する。以下同じ。) を除く。) を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A種優先株式を有する株主 (以下「A種優先株主」という。) または A種優先株式の登録株式質権者 (以下「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式 1 株につき本条第 2 項に定める額の剰余金 (以下「A種優先配当金」という。) を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当 (本条第 3 項に定める累積未払 A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。) が</u></p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>

すでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A種優先配当金の配当の基準日からA種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当会社が第12条の3に従い残余財産の分配を行ったまたは第12条の7もしくは第12条の8に従いA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

2 A種優先配当金の額は、1株につき2,100,000円とする(ただし、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とする。)

3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対し年率2.1%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるA種優先配当

金および累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する（ただし、2019年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は546,575円とする。）。

(残余財産の分配)

第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

(基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払A種優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を

〈削 除〉

<p>実際に支払われた日として、第12条の2第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金額」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A種優先配当金および前事業年度未払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。</p>	
<p><u>(議決権)</u> 第12条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(種類株主総会における決議)</u> 第12条の5 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>〈削 除〉</p>

<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第12条の6 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第12条の7 A種優先株主は、当社に対し、2019年6月29日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の8 当社は、2019年6月29日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法</p>	<p>(削 除)</p>

令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる
(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

第2章の3 B種優先株式 (優先配当金)

第12条の9 当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が第12条の10に従い残余財産の分配を行ったまたは第12条の14もしくは第12条の15に従いB種優先

第2章の2 B種優先株式 (優先配当金)

第12条の2 当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が第12条の3に従い残余財産の分配を行ったまたは

<p>株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2 〈 省 略 〉 5</p>	<p>第12条の7もしくは第12条の8に従いB種優先株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2 〈 現行どおり 〉 5</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額（B種優先株式）」という。）を支払う。</p> <p>(基準価額（B種優先株式）算式)</p> $1株あたりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額$ <p>上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、<u>残余財産分配日</u>を実際に支払われた日として、第12条の9第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額（B種優先株式）」という。）を支払う。</p> <p>(基準価額（B種優先株式）算式)</p> $1株あたりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額$ <p>上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、<u>残余財産分配がなされる日</u>（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第12条の2第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以</p>

<p>間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払B種優先配当金および前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日（2月29日を含む年度は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額（B種優先株式）を超えて残余財産の分配を行わない。</p>	<p>降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払B種優先配当金および前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日（2月29日を含む年度は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額（B種優先株式）を超えて残余財産の分配を行わない。</p>
<p>（議決権） 第12条の11 〈省 略〉</p>	<p>（議決権） 第12条の4 〈現行どおり〉</p>
<p>（種類株主総会における決議） 第12条の12 〈省 略〉</p>	<p>（種類株主総会における決議） 第12条の5 〈現行どおり〉</p>
<p>（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 第12条の13 〈省 略〉</p>	<p>（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 第12条の6 〈現行どおり〉</p>
<p>（金銭を対価とする取得請求権） 第12条の14 B種優先株主は、当会社に対し、2023年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式</p>	<p>（金銭を対価とする取得請求権） 第12条の7 B種優先株主は、当会社に対し、2023年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式</p>

<p>は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の<u>10</u>に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の<u>10</u>に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</p>	<p>は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の<u>3</u>に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の<u>3</u>に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の15 当社は、2023年8月2日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。</p> <p>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の<u>10</u>に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の<u>10</u>に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の8 当社は、2023年8月2日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。</p> <p>B種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の<u>3</u>に定める基準価額（B種優先株式）算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の<u>3</u>に定める基準価額（B種優先株式）の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日（B種優先株式）」と読み替えて、基準価額（B種優先株式）を計算する。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第35条 (省 略)</p> <p>第38条</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第38条</p>
<p>(A種優先株式およびB種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条 第38条の規定は、<u>A種優先配当金</u>および<u>A種優先中間配当金</u>ならびに<u>B種優先配当金</u>および<u>B種優先中間配当金の支払い</u>について、これを準用する。</p>	<p>(B種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条 第38条の規定は、<u>B種優先配当金</u>および<u>B種優先中間配当金の支払い</u>について、これを準用する。</p>